（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第四十六条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「各特別会計」を「労働保険特別会計」に、「次に掲げる経費」を「同会計の労災勘定に属する保険給付費並びに社会復帰促進等事業費のうち労災就学等援護費及び労災援護給付金並びに同会計の雇用勘定に属する失業等給付費及び雇用安定事業費のうち雇用安定等給付金」に改め、第一号及び第二号を削る。

第十七条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十八条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第二十六条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第四十七条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の表第百三十四条第九項の項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同表第百三十四条第十一項の項の次に次のように加える。

第百三十四条第十二項	第一項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第一項
	第八項	同条において準用する第八項
第百三十四条第十三項	前項	高齢者医療確保法第百十条において準用する前項

第二十一条の表第百三十六条第五項の項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同表第百三十六条第六項の項の次に次のように加える。

第百三十六条第七項	第一項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第一項
	第五項	同条において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	高齢者医療確保法第百十条において準用する前項

第二十一条の表第百三十七条第六項の項を削り、同表第百三十七条第七項の項中「第百三十七条第七項」を「第百三十七条第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

第百三十七条第七項	第一項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第一項
第百三十七条第八項	前項	高齢者医療確保法第百十条において準用する前項
第百三十七条第九項	第百三十四条第七項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十四条第七項
	第五項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第五項

	同条第十二項	同条において準用する第百三十四条第十二項
	第六項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第六項

第二十五条の表第百三十六条第五項の項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同表に次のように加える。

第百三十六条第七項	第一項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十八条第一項
	第五項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十八条第二項（高齢者医療確保法第百十条において準用する第百四十条第三項において準用する場合を含む。）において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十八条第二項（高齢者医療確保法第百十条において準用する第百四十条第三項において準用する場合を含む。）において準用する前項

第二十六条の表第百三十六条第五項の項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同表第百三十六条第六項の項の次に次のように加える。

第百三十六条第七項	第一項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第百四十条第一項において準用する第百四十条第三項において準用する第一項
	第五項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第百四十条第三項において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第百四十条第三項において準用する前項

第二十六条の表第百三十七条第六項の項を削り、同表第百三十七条第七項の項中「第百三十七条第六項」を「第百三十七条第五項」に改め、同項の次に次のように加える。

第百三十七条第七項	第一項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第百四十条第一項において準用する第百四十条第三項において準用する第一項
第百三十七条第八項	前項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第百四十条第三項において準用する前項